

令和8年度情報管理業務に関する事業計画書 (令和8年4月1日～令和9年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、持続可能な循環型社会の実現に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効活用及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第114条が規定する情報管理センターに指定されており、法第115条に規定される情報管理業務を確実にかつ効率的に実施している。

I 基本方針

本財団は、自動車リサイクル制度の安定運用及び更なる効率化を着実に実施するとともに、制度の中心的役割を担い、ステークホルダーへ質の高いサービスを提供していくことを通じて、持続可能な循環型社会の実現に向けて貢献していくことを基本方針としている。この基本方針の下、ステークホルダーからの信頼を更に高いものとして成長軌道を歩み、更なる貢献を強めるべく事業を推進する。

情報管理センターは、令和8年度においても法第115条に規定される情報管理業務を行う。具体的には、移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理、自動車リサイクルコンタクトセンターの維持・管理、改善等、書面利用移動報告事業、書類等交付事業、移動報告事項送信事業を確実にかつ効率的に実施する。

さらに、令和8年4月に開始される資源回収インセンティブ制度が参加者により着実に実施されるようシステムに係る問い合わせ等に対応するとともに、次期の制度参加を検討する事業者に向けた関連情報の提供等取組みを継続する。

また、令和8年1月に本番稼働を開始した新しい自動車リサイクル情報システムの新機能を活用して更なる高度化等に資する取組みを推進するとともに、次期の自動車リサイクルコンタクトセンターのサービス開始に向けた取組みを推進する。

II 事業内容

令和8年度に情報管理業務に関する事業として実施する主要な事業は以下のとおりである。

1. 移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理、改善等

関連事業者等が報告した使用済自動車等の移動報告情報を保守・管理する事業(ファイルの閲覧への対応及び地方公共団体への遅延報告を含む。)を行うとともに、適正処理の促進及び理解普及のため、電子マニフェストシステムから得られる情報の積極的な活用に努める。

令和8年度は、電子マニフェストシステムにおいて引取工程での引取台数として245万台分の移動報告情報の管理等を見込んでいる。

また、移動報告情報の積極的な活用をもとにした適正化対策の実施のため、電子マニフェストシステムから得られる移動報告情報のデータ分析を深め、地方

公共団体や関連団体等への適切かつ効果的な情報提供を行った上で、移動報告が長期間実施されていない等諸課題の更なる適正化を図る。

さらに、電子マニフェストシステムに蓄積した情報を活用して使用済自動車の再資源化等に関するデータの分析及び情報開示に努め、法に基づいた自動車のリサイクルが適正に実施されることを推進する。

2. 自動車リサイクルコンタクトセンターの維持・管理、改善等

自動車所有者や関連事業者との接点であるコンタクトセンター業務について、品質向上と業務効率化を実現したスマートコンタクトセンターとして安定稼働を図りつつ、適宜有効な施策を講じて利用者の利便性の更なる向上を図る。

また、大規模改造後のシステムを踏まえた新たなコンタクトセンターの在り方の検討を主管部門として実施し、次期の自動車リサイクルコンタクトセンターのサービス開始に向けた準備を推進する。

3. 書面利用移動報告事業

パソコンでの移動報告が出来ない関連事業者に対応するため、関連事業者からの申請に基づき、移動報告を代行する。

4. 書類等交付事業

最終所有者が重量税還付を受けるため、関連事業者等からの書類等交付請求に対し、解体通知車台発行状況結果等の書類を交付する。

5. 移動報告事項送信事業

自動車製造業者等が再資源化等預託金を収受するため、自動車製造業者等から委託を受けて、再資源化等預託金の払渡しを請求するために必要な情報を資金管理法へ送信する。

6. 自動車リサイクル情報システムの大規模改造後の取組み

令和8年1月に本番稼働を開始した新しい自動車リサイクル情報システムにおいては、稼働状況や利用者からの要望等を整理し、必要な対応を検討・実装する等の改善サイクルを回し、関連事業者の利便性向上を図るとともに、新機能を活用したリサイクルの高度化等に資する取組みを推進する。

7. 資源回収インセンティブ制度開始後の取組み

令和8年4月に開始される資源回収インセンティブ制度が参加事業者により着実に実施されるよう、事務局としてシステムに係る問い合わせ対応や新たに制度参加を検討する事業者に向けた関連情報の提供を図る。

また、自動車リサイクルの高度化についての議論を推進するとともに、制度のモニタリングや各コンソーシアムの取組みのベストプラクティスの収集、関連する諸制度との連携等を行い、広く自動車リサイクル制度における資源循環の方向性を周知する。

以上